

令和5年

第1回農業委員会総会議事録

令和5年1月6日（金）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第4号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（25人）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 樋上 豊 | 2番 | 白山 一男 |
| 3番 | 土合 正夫 | 4番 | 帯刀 眞理子 |
| 5番 | 浅井 満 | 6番 | 城石 美枝子 |
| 7番 | 金 賢志 | 8番 | 炭谷 一三 |
| 9番 | 森 敏朗 | 10番 | 進藤 久司 |
| 11番 | 栗山 信治 | 12番 | 北田 幹夫 |
| 13番 | 明石 茂 | 14番 | 末永 久義 |
| 15番 | 林 康弘 | 16番 | 高橋 吉博 |
| 17番 | 前田 進 | 18番 | 竹内 正治 |
| 19番 | 永森 薫 | 20番 | 高口 宗範 |
| 21番 | 稲垣 潔 | 22番 | 山崎 善夫 |
| 23番 | 堀 正 | 24番 | 有沢 敏博 |
| 25番 | 小川 博行 | | |

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 遠藤 修

主 査 高木 淳也

副 主 幹 村中 一也

主 事 原 美里

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時55分

議長（堀会長）

皆さま、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。さて、先般12月定例会において、欠員になっていました農業委員補充に対する同意案件が承認され、農業委員に任命された北田委員の辞令交付式が先月27日に行われました。

総会の開催に先立ちまして、北田委員から一言ごあいさつをいただきたいと存じますので、よろしくお願ひします。

北田委員

池多地区の北田と申します。池多地区は丘陵地にあり、水田や畑が入り組んでいます。また、富山市との境界もあり、地権者の入れ替わりも激しい地区かと思ひます。皆様方にいろいろと教えていただきながら、農業委員を務めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（堀会長）

それでは、ただいまから、令和5年第1回の射水市農業委員会総会を開会

いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「6番 城石委員」「7番 金委員」を指名いたします。

— 会期の決定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号35番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第2号の申請番号35番について説明します。

申請人は、〇〇地内で義父・義母とともに3人で生活しており、現在県外にいる子供2人は将来的に射水市に戻り家族と生活をともにしたい考えがあります。5人が生活するには現在の家では手狭で、加えて家の老朽化も進んでいることから、この度、義父の所有である当該申請地の使用貸借権を設定し、この地に農家分家住宅を新築する考えに至りました。

申請地の選定においては、申請人が農業に従事したいと考えており、両親が健康な内に農業が習える環境であることや将来的に両親の介護に対応できることを視野に入れ、本家を起点とした半径約250メートル以内を範囲として検討・協議してきましたが、申請地が最も適地であると判断し計画に及

びました。

今回の転用では必要部分を分筆して、擁壁及び排水設備の施工により周辺農地への影響もなく、関係者の同意も得られていますので慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号36番について、竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員

議案第2号の申請番号36番について説明します。

申請人は、現在〇〇市内のアパートで妻と子供の3人で生活しています。〇〇地内の実家では、両親と祖母の3人が生活しており、実家の近隣地で住宅を取得する計画に至りました。主な理由としては、申請人が現在〇〇地区に勤務しており交通の利便性や将来的な子育ての協力、両親・祖母の介護があげられます。

また申請に当たり、本家を起点として検討地について検討を重ねてきましたが、申請地が適地と判断しました。申請地は父親である〇〇氏の所有地であることから、今回使用貸借権を設定し、分家住宅を新築するものです。

住宅の建築においては、擁壁及び法面等を設置した上で周辺農地に土砂等が流出しないことを誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号37番について、高橋委員から説明をお願いします。

高橋委員

議案第2号の申請番号37番について説明します。

申請人の受人は、土木建設業を営んでおり、道路工事や土地造成工事が主な業務内容です。公共工事等、年間40件程度の工事を請負っていることから、碎石や土砂、コンクリート等の大量の資材を常時保管する必要があります。会社の敷地内には、トラック等の車両及び資材置場として余裕がない状況です。そこで新たな資材置場の条件には、会社からの距離及び建設車両が通行可能な道路が整備されている場所を掲げ、今回会社の関係者である〇〇氏宅を起点として検討を重ねてきた結果、この度の申請地の選定に至りました。

今回これらの土地を譲り受けるに際して、申請地が田であることが発覚したものです。渡人である〇〇氏の亡き夫である〇〇氏が、個人事業主として〇〇建設を営んでいた当時許可を得ずに資材置場として無断転用していたためです。本来ならば申請地を原状回復することが当然ですが、転用許可後も現状のまま資材置場として利用する計画であり、関係各者も深く反省しており二度とこのようなことがないと誓約しております。

申請地の周囲には擁壁を設置しており、また敷地内を利用する取水路及び農機具進入路については、現在そのまま利用することで関係者からも同意を得

ていることから隣接農地への影響はないと考えます。何卒、慎重審議のほど
よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号38番について、有沢委員から説明をお願いします。

有沢委員

議案第2号の申請番号38番について説明します。

申請人の受人は、〇〇市で昭和58年から建設業、建設機械レンタル業社
として創業し、平成28年に〇〇地内で資材置場を設けました。既存地には
ショベル機31台、掘削機2台を常時駐車し、それ以外にもコンテナハウス
や送水管、敷き鉄板などの資材が現在置かれています。既存地では、碎石・
残土の運搬用トラックや掘削機の運搬用トレーラーが旋回することが困難
であり、作業効率にも影響が生じている状況です。

この度、資材置場を拡張したく交通アクセスや業務効率、機械や資材管理
を考慮した上、資材置場として適地を取得できないか検討を重ねたところ既
存地の隣地である所有者から土地を譲り受ける承諾を得ることができまし
た。

申請地での雨水排水については、自然浸透とし射水平野土地改良区や高岡
農林振興センターとも協議し了承を得ています。また、隣地の耕作者である
〇〇からは、境界に畔を構築してほしい旨があり、その要望についても対応
することとし関係者から同意を得ていますので、慎重審議のほどよろしくお
願いいたします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませ
んか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に
ついて許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、7番金委員に関する案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席をいたします。

【金委員 退席】

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

【金委員 着席】

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— (報告第3号の説明) —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第4条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いいたします。

— (報告第4号の説明) —

議長（堀会長）

報告第4号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いいたします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和5年第1回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時56分

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和5年2月6日（月）午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 農業委員研修会の開催について

- ・開催日 令和5年2月2日（木）午後1時30分から（午後4時終了予定）
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室
- ・講演 ①「地域計画策定に向けた今後の取組」 講師：富山県農業経営課
②「タブレット端末の活用」 講師：富山県農業会議

3 配布資料

- ・富山県農地継承セミナー開催案内
- ・アクリとやま第128号

議 長

署名委員

署名委員